

第 2 2 号 議案

東京都台東区立下町風俗資料館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、4 館共通入館料に関し、規定の整備を図るため提出
します。

東京都台東区立下町風俗資料館条例の一部を改正する条例

東京都台東区立下町風俗資料館条例（昭和55年3月台東区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表備考5中「ほか」の次に「東京都台東区立朝倉彫塑館、」を加え、「、東京都台東区立旧東京音楽学校奏楽堂」を削る。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。